障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの(同行援護)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人吉城福祉会が設置する吉城ホームヘルパーステーション古川(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの同行援護事業(以下「同行援護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、同行援護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、利用者及び障害児の立場に立った適切な同行援護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 同行援護の実施に当たっては、利用者及び障害児の必要な時に必要な同行援護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 同行援護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者及び障害児の所在する関係行政機関、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「法」という。)及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第85号)に定める内容のほ か関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
 - (1) 名称 吉城ホームヘルパーステーション古川
 - (2) 所在地 飛騨市古川町若宮二丁目1番60号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)
 - 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている同行援護等の実施に関し、事業所の職員に対して遵守させるため必要な指揮命令を行う。
 - (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名以上 サービス提供責任者は、同行援護計画を作成し、利用者、障害児及びその同居の家族 にその内容を説明するほか、事業所に対する同行援護等の利用の申込みに係る調整、 従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 3名以上(内ガイドヘルパー資格保有者3名) 従事者は、同行援護計画に基づきサービス提供に当たる。
- (4)事務職員 1名以上 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前6時00分から午後10時00分までとする。
 - (3) 電話等により、連絡が可能な体制とし、上記営業日、営業時間外でも話し合いにより別 途対応可能とする。

(同行援護を提供する主たる対象者)

- 第6条 事業所において同行援護を提供する主たる対象者は、次の通りとする。
 - (1) 障害福祉サービスを申請した障害者児であって、市町村が同行援護の利用を認めた者及び児

(同行援護の内容)

- 第7条 事業所で行う同行援護の内容は、次の通りとする。
 - (1) 同行援護計画の作成
 - (2) 同行援護に関する内容 外出時において当該障害者等に同行し、以下の支援を行う。
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読を含む。)
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護

(利用者から受領する費用の額等)

- 第8条 指定同行援護を提供した際の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、 当該指定同行援護が法定代理受領サービスである時には、その1割の額とするが、社会福祉法 人減免等の措置を受けている者については、その範囲の額とする。
- 2 法定代理受領を行わない同行援護を提供した際の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものの全額を利用者等から受領する。
- 3 通常の事業の実施地域における交通費は、無料とする。但し、自宅からサービス提供の範囲 において使用する公共交通機関等の運賃等の実費については、利用者が担当ヘルパー分につい てもその都度支払いをいただくものとする。
- 4 第1項及び第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用 を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、飛騨市内とする。
- 2 サービス提供範囲は、要援護者の必要な範囲とするが、1日あたり基準で定める12時間以内の範囲とし、支給量の範囲のものとする。
- 3 前項1及び2項に限らず、必要に応じて契約者及び関係機関との話し合いにより別途対応可能とする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 現に同行援護の提供を行っているときに利用者又は障害児に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものと する。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について の従業員への周知徹底

(身体拘束の禁止)

- 第12条 事業者は指定同行援護の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(苦情解決)

- 第13条 提供した同行援護に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した同行援護に関し、岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の 提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類そ の他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知 事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導 又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の

規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、 事業の執行体制についても検証、整備するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 利用者が、正当な理由なく同行援護の利用に関する指示に従わずに区分状態等の程度 を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるい は受けようとしたときは、保険者に対して通知する。
- 3 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は障害児若しくはその家族 の秘密を保持するものとする。また、事業所の従業者であった者が正当な理由なく、そ の業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 4 サービス担当者会議などにおいて、利用者又は障害児若しくはその家族に関する情報 を開示することがある。
- 5 従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 6 従業者には身分を証する書類を携行させ、初回利用時又は利用者及びその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。
- 7 相談支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。
- 8 利用者に対する同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに 損害賠償を行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでは ない。
- 9 事業所の運営規程の概要、従業者等の勤務体制等の重要事項をみやすい場所に掲示するものとする。
- 10 事業所の会計は、他の会計と明確に区別するものとする。
- 11 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。また、事業所は、利用者又は障害児に対する同行援護の提供に関する記録を整備するとと

もに、完結の日から5年間保存する。

12 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年7月5日から施行する。